

## ○国土交通省告示第六百四十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	各出程
<p><b>第2章 自動車の保安基準</b></p> <p><b>第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</b> (軸重等)</p> <p><b>第7条の3</b> 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「<u>牽引自動車の軸重に関する技術基準</u>」に定める基準(車軸の数が3である牽引自動車を除く。)及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。</p> <p>一 車軸の数が2又は3(駆動軸の数が1であるものに限る。)であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p><b>四</b> 第5輪荷重を有するものであること。 (原動機及び動力伝達装置)</p> <p><b>第10条</b> 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>イ～ソ (略)</p> <p>ツ 協定規則第121号の技術的な要件(同規則改訂版補足改訂版の規則5.に限る。以下同じ。)又は協定規則第60号の技術的な要件(同規則補足第5改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。)が適用される自動車のテルテール(装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。)(第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているもの。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略) (操縦装置)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 自動車(二輪自動車及び前項の自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの(以下「手動操作装置」という。)は、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略) (制動装置)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第2章 自動車の保安基準</b></p> <p><b>第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</b> (軸重等)</p> <p><b>第7条の3</b> 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「<u>牽引自動車の軸重に関する技術基準</u>」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。</p> <p>一 車軸の数が2であること。</p> <p>二・三 (略) (新設) (原動機及び動力伝達装置)</p> <p><b>第10条</b> 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>イ～ソ (略)</p> <p>ツ 協定規則第121号の技術的な要件(同規則改訂版の規則5.に限る。以下同じ。)又は協定規則第60号の技術的な要件(同規則補足第5改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。)が適用される自動車のテルテール(装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。)(第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているもの。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略) (操縦装置)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 自動車(二輪自動車及び前項の自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの(以下「手動操作装置」という。)は、協定規則第121号の技術的な要件(同規則改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第90条において同じ。)に定める基準に適合すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略) (制動装置)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第20条** 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第5項及び6項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十七 （略）  
（削除）

2 （略）

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ （略）

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) （略）

(4) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 （略）

4 （略）

5 圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第20条** 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

ただし、第2号から第17号までの規定は、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。

一～十七 （略）

十八 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版17.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.4.から6.11.までに限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

2 （略）

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ （略）

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) （略）

(4) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 （略）

4 （略）

（新設）

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

6 液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
  - イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
  - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。  
（車枠及び車体）

第22条（略）

2 （略）

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。以下第100条及び178条において同じ。）に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあつては、突出していないものとみなす。

二・三 （略）

（新設）

（車枠及び車体）

第22条（略）

2 （略）

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの

二・三 （略）

4・5 (略)

6 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下この条、第100条第6項及び第178条第6項において同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(乗車装置)

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。)に定める基準に適合するものであればよい。

3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。以下次号において同じ。)であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件(同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。)に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三 (略)

5 (略)

(座席)

第28条 (略)

一～三 (略)

四 自動車(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第1条第1項第13号に規定する福祉タクシー車両(乗車定員10人

4・5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(乗車装置)

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件(同規則改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。)に定める基準に適合するものであればよい。

3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。以下次号において同じ。)であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件(同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。)に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号及び同項第5号に掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三 (略)

5 (略)

(座席)

第28条 (略)

一～三 (略)

四 自動車(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第1条第1項第13号に規定する福祉タクシー車両(乗車定員10人

のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。)、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則7.4.に限る。)に適合するものにあつては、この限りでない。

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 (略)	(略)	(略)
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5t以下のもの(次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く。)	前向き座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 一 (略) 二 協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.(7.4.を除く。))に限る。以下同じ。)に定める基準
	(略)	(略)
三～八 (略)	(略)	(略)

(座席ベルト等)

**第30条** 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。)に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(通路に設けられる補助座席にあつては6.及び7.に限る。))に限る。第108条において同じ。)に定める基準とする。

のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。)、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であつて車両総重量10tを超えるものに横向きに備えられた座席であつて協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則7.4.に限る。)に適合するものにあつては、この限りでない。

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 (略)	(略)	(略)
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5t以下のもの(次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く。)	前向き座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 一 (略) 二 協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.(7.4.を除く。))に限る。以下同じ。)に定める基準
	(略)	(略)
三～八 (略)	(略)	(略)

(座席ベルト等)

**第30条** 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。)に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(通路に設けられる補助座席にあつては6.及び7.に限る。))に限る。第108条において同じ。)に定める基準とする。

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。)は適用しない。

9 (略)

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8.4.(8.4.1.3.を除く。))に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 補助座席に備える座席ベルト

二 協定規則第16号(同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト

三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席(同項第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

(年少者用補助乗車装置等)

**第32条** 年少者用補助乗車装置取付具(「ISOFIX取付装置」(回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。)、「ISOFIXトップテザー取付装置」(年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。))及び「サポートレッグ接触面」(年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。))をいう。以下同じ。))の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車(第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。))について座席(年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。))を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.に限る。))の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。))に定める基準とする。

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。)は適用しない。

9 (略)

10 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.4.(8.4.1.1.を除く。))に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。))にあつては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

(新設)

(年少者用補助乗車装置等)

**第32条** 年少者用補助乗車装置取付具(「ISOFIX取付装置」(回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。))、「ISOFIXトップテザー取付装置」(年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。))及び「サポートレッグ接触面」(年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。))をいう。以下同じ。))の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.に限る。))の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件(同規則改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。))に定める基準とする。

(通路)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては第1号、その他の自動車にあっては第2号から第10号までに掲げるものとする。

一・二 (略)

三 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ・ロ (略)

四～十 (略)

4・5 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一 (略)

二 排気管は、車室内に配管されていないこと。

三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

(通路)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては第1号、その他の自動車にあっては第2号から第10号までに掲げるものとする。

一・二 (略)

三 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ・ロ (略)

四～十 (略)

4・5 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二 (略)

三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。







(前部上側端灯)

**第46条** (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(昼間走行灯)

**第46条の2** 昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(前部反射器)

**第47条** 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値

(前部上側端灯)

**第46条** (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(昼間走行灯)

**第46条の2** 昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(前部反射器)

**第47条** 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値

の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

- 2 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（側方灯及び側方反射器）

#### 第48条（略）

- 2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

- 3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

- 2 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（側方灯及び側方反射器）

#### 第48条（略）

- 2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

- 3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。



(駐車灯)

**第52条** (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部上側端灯)

**第53条** (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部反射器)

**第54条** 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第2項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

(駐車灯)

**第52条** (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部上側端灯)

**第53条** (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部反射器)

**第54条** 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第2項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

